

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）（ 06-6615-6260 ）
処分課（担当）名	建設局各方面管理事務所管理課
処分の名称	排水設備設置者に係る代理人の選定命令
概要	市長は、排水設備を設けなければならない者に対して、市内に居住する代理人の選定を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例第3条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	次の各号に該当する場合、排水設備を設けなければならない者に対して、市内に居住する代理人の選定を命ずることがあります。 (1) 使用者が市内に居住しない場合。 (2) その他、市長が必要と認める場合。 <ul style="list-style-type: none">・使用者の死亡等による場合。・使用者による居住地の虚偽の申請等、不正行為が認められる場合。・使用者の収監等により、不適格と判断される場合。 等があげられます。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	